

第5回都市自治体のコミュニティにおける市民参加と合意形成に関する研究会議事概要

日 時：2016年7月11日（月）16:00～18:00

場 所：日本都市センター会館703会議室

出席者：名和田是彦座長（法政大学）、羽貝正美委員（東京経済大学）、内海麻利委員（駒澤大学）、小嶋文委員（埼玉大学大学院）、佐久間康一委員（文京区土木部道路課長）、藤橋範之委員（長野市企画政策部人口増推進課長）

（事務局：日本都市センター）石川研究室長、池田副室長、杉山研究員、三浦研究員、高野研究員、釘持研究員、三好研究員

議事要旨

現地調査の実施について（豊田市・金沢市）

論点について

報告書の骨子について

1．現地調査の実施について

（1）豊田市現地調査 調査項目案に関する意見交換・質疑応答

（2）金沢市現地調査 調査項目案に関する意見交換・質疑応答

2．論点について

論点メモの変更点についての説明及び質疑応答を行った。

（1）意思決定過程の一般化について（論点2関連）

・協議会型住民自治組織というものが自治体の中では一般的なものとなりつつあり位置づけが大きくなっていく中、協議会型住民自治組織の正当性をどのように担保していくか、協議会型住民自治組織の中の意思決定のプロセスを一度しっかり議論もしたい。組織の構成、組織以外の住民からの意見をどうやって吸い上げているか、仕組み等に何か一般化できるもの（例えば公募委員を入れる）があるかなど。

・平成の合併時に誕生した地域自治区、地域協議会もこの十数年の間にいろいろ変化があるので、協議会型の住民自治組織のある種の柔軟性と可変性というか、そういうような可能性も検討してみたい。

・正当性、合意形成、市民参加という観点から、組織で共通して持っている特徴を洗い出してみる。

・いわゆるプロジェクト型として始まった地区も結構あると思う。既存の住民・地縁組織を含めた組織がある種緩やかな連合体をつくって、それに取り組むという形態がある。これは法律、条例を根拠にしているものではないが、個別の課題に応じて柔軟に協議型の住民組織ができるというのもプラス面があるかもしれない。

・都市計画決定プロセスの中で、どういう団体がどういう形で参加しているのかをまとめることは可能。

・条例があるかないかというので、まず一つの類型がある。条例に規定してある内容を整理していくと、

恐らくは条例中で計画をつくるタイプと、そうでないというようにわかれるかもしれない。

(2) 協議会型住民自治組織の類型化について（論点3関連）

・類型を明晰に定義して、この報告書の中で示せば、それなりに実務的にも整理、類型の整理に役立つと思う。

・これは協議会型住民自治組織と言えるのだろうかというものもある。もしくは、調査したところ、都市内分権はやっていませんと言うものの、明らかにやっている事例もある。それは、まだそんなに組織化されていないというつもりで「やっていません」と答えるケースもあったかもしれない。

・協議会型住民自治組織の類型化に関連して、分離型と一体型というのが話題になっているところである。（分離型は意思決定をする組織と実行する組織が別になっている。一体型はオール・イン・ワンの協議会というのがある、その中で意思決定も実行もやっているというもの。）

・法学的に協議会型住民自治組織を見て、それで類型化をしたり一般化したりというのはなかなか、今ある情報では難しいと思っている。それよりも、例えば、ヒアリングで行った自治体のそれぞれの協議会型住民自治組織の規約を集めた中で、これから協議会型住民自治組織がある程度正当性を持って地域の代表として活動していく上での課題や要素を考察できればいいのではないか。

(3) まちづくり・地域の道路交通に関する住民組織の参加事例（論点4関連）

・道路の整備に関する意思決定は、時間がかかりがちになってしまう。決定する場所が行政と警察の2箇所になるので、行政で調整をして警察に持っていっても、警察のほうでいって言ってもらえないと事業が進まないという面はある。

・道路法の改正で、道路のオープンスペースが利用できるような特例ができたが、今後、道路をさまざまな形で利用していくというふうなものに展開できるのではないか。

恐らくその際は、道路管理者として占有することと別に、交通管理者である警察と協議をしながらやっていくことになると思う。そのため、何でもできるということではないだろうか。

・ハードのまちづくりや道路等の分野についても視野に入れたのが研究会の非常に特徴的なところ。私有財産権に関する地域内の合意を形成するというのは非常にハードルも高いし、興味深いもので、それについて一定の研究成果が出せれば、実務的にも意味があると期待している。

3．報告書案、報告書の骨子について

(1) 報告書の構成、執筆分担について

・都市規模のイメージは都市自治体が主に念頭に置かれているが、中山間地域に関する問題を全く無視していいわけではない。

(2) 当センターで過去に実施したアンケートの活用について

・都市内分権について、別の研究会（都市自治制度研究会）でアンケート調査したものがあるので、それを活用できる。アンケートをベースにしたまちづくりとの関係に関する類型については、既に整理分析もできているので、そのような切り口での類型は提示できるのではないかと思う。